

児童福祉・ひとり親福祉

【児童手当】

対象者	支給額（月額）	支給時期
小学6年生（12歳に達した年度の末日）までの児童を養育している方。（所得制限があります。）	3歳未満 一律 10,000円 第1子・第2子 5,000円 第3子以降 10,000円	2月、6月、10月にそれぞれの前月分までが支給されます。

※受給されるためには、認定請求書などの提出が必要です。ただし、所得制限があります。

※転入された方で前住所地において手当を受給されていた場合でも、新たに請求をしていただく必要があります。

※手当を受給されている方は、毎年6月に受給要件を確認するための現況届を提出していただきます。

【児童扶養手当】

受給資格等は、父母の離婚などにより、父親と生計を同じくしていない児童を養育している母又は養育者の方。

【特別児童扶養手当】

障がい者（児）福祉の欄（25ページ）をご覧ください。

【母子・寡婦福祉資金貸付】

母子家庭や寡婦の方の自立支援と児童福祉を推進するために、無利子又は低金利で資金の貸付を行っています。（北海道の制度のため、受付業務を行います。）

資金の種類	資金の内容
修学資金	お子さんが高校・大学などで修学するために必要な資金
就学支度資金	お子さんの入学に必要な資金
修業資金	お子さんが事業開始又は就職するための技能・知識などを習得するために必要な資金
生活資金	技能習得期間中や母子家庭となって7年未満などの家庭生活のために必要な資金
住宅資金	住宅の建設、増築、改築、購入、補修などをするために必要な資金
転宅資金	住居の移転に際し、敷金、住宅の貸借などに必要な資金
特例児童扶養資金	児童扶養手当の一部支給停止を受けた母子家庭の児童を扶養するために必要な資金
結婚資金	お子さんが結婚するために必要な資金
医療介護資金	医療保険や介護サービスの自己負担に必要な資金
技能習得資金	事業を開始又は就職するために必要な知識、技能などを得るために必要な資金
就職支度資金	就職に必要な衣類、自動車などを購入するための資金
事業開始資金	事業を開始するために必要な資金
事業継続資金	現在継続中の事業に必要な資金

※資金ごとに貸付限度額が異なります。

障がい者（児）福祉

【身体障がい者手帳】

身体に障がいのある方が、さまざまな援護制度を利用するときが必要となります。身体障がい者手帳は、障がいの程度によって1～6級に区分され、肢体、聴覚、視覚、言語、心臓、腎臓、呼吸器、直腸、小腸、免疫機能などに障がいのある方に交付されます。

【療育手帳】

知的障がいのある方（児）がさまざまな援護制度を利用するときが必要となります。療育手帳は、障がいの程度によってAとBに区分され、児童相談所か北海道立心身障害者総合相談所で知的障がいと判定された方に交付されます。

【精神障がい者保健福祉手帳】

精神障がいのある方に交付され、障がいの程度により1級～3級の区分があります。

【各種手当】

名 称	受給資格等
特別児童扶養手当	20歳未満の障がいのある方の養育者（1級と2級に分かれていて、それぞれ支給要件が違います）。施設に入所していないこと。
特別障がい者手当	身体や精神に重度の障がいがある20歳以上の方で、日常生活において常時特別の介護を必要とする方。施設に入所していないこと。3か月以上継続して入院していないこと。
障がい児福祉手当	身体や精神に重度の障がいがある20歳未満の方で、日常生活において常時介護を必要とする方。施設に入所していないこと。
介 護 手 当	在宅の寝たきり老人、認知症老人、重度心身障がい者及び寝たきり特定疾患患者の方を介護されている方。

【各種助成制度】

項 目	内 容
通 院 バ ス 助 成	重度の身体障がいを持つ方が町内又は遠軽町の病院へ通院するためのバス利用に対し助成を行います。
通 院 ハ イ ヤ ー 助 成	重度の障がいによりバスの利用が困難な方に対し、病院へ通院するためのハイヤー料金の一部を助成します。
紙 お む つ 助 成	重度の障がいにより寝たきり等で紙おむつが必要な方に購入費用の一部を助成します。

【障がい者自立支援サービス】

心身に障害を有する方が受けられるサービスです。※その他施設入所等のサービスもあります。

種 類	内 容
居宅介護（ホームヘルプサービス）	在宅で、介護や家事などの日常生活の援助が受けられます。
短期入所（ショートステイ）	短期的に施設に入所し、介護・支援を受けることができます。
就労訓練などの支援	就労訓練等を行う施設に通所することができます。
外出支援（移動支援）	余暇活動のための外出に対し、介護・支援を受けることができます。
日中一時支援	介護者の負担を軽くするため、日中に施設での介護・支援を受けることができます。
デイサービス（障がい児のみ）	生活訓練や発達支援のための施設等に通所することができます。
住宅改修（身体障がい者のみ）	障がい者向け住宅改修に対し助成します。
日常生活用具給付（身体障がい者のみ）	ストマ用装具などの日常生活に必要な用具を給付します。
補装具の交付・修理（身体障がい者のみ）	車いすや義足、補聴器などの補装具を交付・修理します。

いずれも利用する方の収入に応じた一部負担があります。

詳しくは役場保健福祉課又は総合支所福祉課へお問い合わせください。

【心身障がい者扶養共済】

障がいのある方を扶養している保護者が生存中に一定の掛金を納めることにより、保護者が死亡したとき又は重度障がい者になったとき、その保護者に保護されていた障がい者に終身一定額の年金を支給します。

加入対象者	身体障がい者手帳1級から3級又は療育手帳の交付を受けている障がい者を扶養している65歳未満の方など
-------	---

掛金は加入年齢によって異なります。また、世帯の所得状況によっては減免もあります。

【更正医療の給付】

身体障がい者手帳をお持ちの方が、その障がいを軽減し、日常生活能力を回復するために必要な医療費を給付します。なお、課税状況に応じて、自己負担金があります。

高齢者福祉

【高齢者の生活支援事業】

項目	内容
通院バス助成	70歳以上の方が町内又は遠軽町の病院へ通院するためのバス利用に対し助成を行います。
通院ハイヤー助成	65歳以上でバスの利用が困難な方に対し、病院へ通院するためのハイヤー料金の一部を助成します。
紙おむつ助成	寝たきり等で紙おむつが必要な方へ購入費用の一部を助成します。
緊急通報システム設置	病気、火災等の緊急時に対応した通報システムを設置します。
さわやか住宅改造補助事業	高齢者向け住宅改修に対し補助を行います。
生きがい対応型デイサービス事業	介護予防のため通所によるサービスの提供を行います。
軽度生活援助事業	訪問や電話による日常生活上の軽易な支援と健康確認を行います。
外出支援サービス事業	外出が困難な方の通院等を支援します。

【地域支援事業】

地域の65歳以上の高齢者で、要介護認定非該当者や要介護になるおそれのある方に対して、予防の支援を行います。

地域支援事業	老人クラブ訪問事業、生活機能評価による特定高齢者の把握事業、歩行補助車助成事業など。
自立支援ヘルパー派遣	生活管理指導員を派遣し、家事援助等の生活支援、指導を行います。
短期宿泊事業	短期の宿泊を行い、生活習慣の指導及び体調調整を行います。

【高齢者の福祉施設】

施設名	住所	電話番号
特別養護老人ホーム「湧愛園」	湧別町上湧別屯田市街地336番地の1	01586-2-3151
特別養護老人ホーム「湧別オホーツク園」	湧別町東41番地の1	01586-5-3660
老人デイサービスセンター	湧別町上湧別屯田市街地335番地の1	01586-2-5116
高齢者生活福祉センター	湧別町東41番地の11	01586-5-3800
ケアハウス来夢	湧別町上湧別屯田市街地335番地の2	01586-4-1100

「高齢者の社会参加」

○高齢者就労センター・いきがい就労センター

高齢者の生きがいのために、高齢者に適した仕事を引き受け、就業機会の提供をします。

会員対象：町内にお住まいのおおむね60歳以上の方で、健康で働く意欲のある方。

○老人クラブ

「健康・友愛・奉仕」を柱に、知識や経験を生かした自主活動を行っています。

会員対象：おおむね60歳以上の方。

「敬老祝い事業」

○敬老会

長年、地域の発展に貢献された70歳以上の方を対象に敬老会を開催します。

○敬老祝品

節目を迎えた町民に対し、長寿を祝福して祝品を贈呈します。

満 76歳の方 10,000円相当の品

満 87歳の方 20,000円 //

満 98歳の方 30,000円 //

満100歳の方 100,000円 //